

議案第172号

埋立造成地の処分について

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、アイランドシティ地区埋立事業において造成した土地のうち複合施設用地を処分するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であり、かつ、その面積が1万平方メートル以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

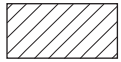
埋立造成地の処分について

埋立造成地を次のように処分する。

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 所在地 | 福岡市東区香椎照葉六丁目28番22 |
| 2 | 面積 | 41,136.01平方メートル |
| 3 | 処分価額 | 4,668,937,135円 |
| 4 | 処分の相手方 | 福岡市南区那の川一丁目6番14号
福岡アイランドシティ特定目的会社 |

処分子定地見取図

凡例



処分子定地

